

統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第3回） 議事概要

1 日時 平成24年8月13日（月）12:59～15:55

2 場所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室

3 出席者

【委員】

深尾委員（座長）、西郷委員、中村委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府経済社会総合研究所、総務省政策統括官（統計基準担当）付、総務省統計局、財務省大臣官房、厚生労働省大臣官房統計情報部、農林水産省大臣官房統計部、経済産業省大臣官房参事官付及び資源エネルギー庁、国土交通省総合政策局及び観光庁、環境省総合環境政策局及び大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、埼玉県総務部

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、中川総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官、坂井総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官

4 議事次第

（1）重点的な審議課題等のヒアリング等

- ① 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化（補足）
- ② ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
- ③ その他の課題（環境統計、観光統計等）

（2）第1ワーキンググループの審議結果のとりまとめについて

（3）その他

5 議事概要

（1）重点的な審議課題等のヒアリング等

- ① 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化（補足）

○各府省からのヒアリング

国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化に関する委員からの質問事項等について、資料1-1に基づき内閣府、総務省、国土交通省から担当部分の回答が行われた。主なやりとりは次のとおり。

- ・経済センサスー活動調査に適合した国民経済計算の年次推計方法については、代

替推計に関する取組などについて検討しており進展していると判断する。ただ、次回の経済センサスー活動調査を今回のような時期（2月）に行うのは難しいという点を、是非考慮いただきたい。

→ご指摘、非常に重く受け止めている。平成28年経済センサスー活動調査が今回のような時期に実施できない場合には、年次推計の確報は代替推計のみということもありうることから、代替推計を踏まえた年次推計の精緻化のための検討を継続していく。

- ・産業連関表（基本表）の基本価格表示については、国際比較の点などからも2015年表では是非実施する必要がある。基礎情報の収集に努めて欲しいが、具体的なボトルネックは基礎情報のところか。

→基礎情報の欠如は非常に強い制約条件。今回はそのため基本価格表示は困難という議論をしている。

- ・基礎情報がある部分についても、試算では5%という税率から本来得られるべき税額とは違う結果が出ており、その解消も必要だが、難しい面がある。

- ・徴税の問題等、統計部局だけでは対応困難な点もある。

【深尾座長によるまとめ】

- ・次回経済センサスー活動調査の実施時期を重く受け止め、代替推計の検討を進める。

- ・基本価格表示の産業連関表（基本表）は、国際比較の点からも2015年表で作る方向で検討して欲しいが、徴税の問題等を考慮する必要がある。

② ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

○各府省からのヒアリング

総務省から資料2-2に基づきビジネスレジスターの整備に係る取組等について説明が行われた。主なやりとりは次のとおり。

- ・順調に整備が進んでいる印象。特に行政記録情報の活用という意味では労働保険情報などを利用している点を評価すべき。ただ、激しく変動する企業組織等を捉えるには行政記録情報だけでは不十分だと分かってきており、今後の確認・把握方法を考える必要がある。また、企業グループの把握も重要。

- ・基礎条件である共通事業所・企業コードの保持は、政府全体で取り組む必要がある。

→的確な母集団情報の整備については、事業所母集団データベースに関する研究会等での知見ももらいながら検討していきたい。

- ・過去の統計調査について事業所企業統計調査の名簿番号と接合した形での情報も、

経済分析等を行う上で重要である。

- ・ビジネスレジスターでは、企業の開廃（同一企業の時系列的接続等も含む）についてはどう扱うのか。
- 企業の開廃については、毎年の更新を行政記録情報（商業・法人登記、雇用保険情報）で行い、あとは経済センサスの名簿整備の中で更新するという考え方。なお、共通事業所・企業コードを入れて管理しているので時系列的な分析は可能。
- ・統計調査の個票情報が、事業所・企業コード別に記録されるということだが、データベース上に記録されることを、企業が拒否する可能性はないのか。
- そういう苦情は来ていないと思う。

【深尾座長によるまとめ】

- ・各府省が実施する統計調査における共通事業所・企業コードの保持は、政府全体で進めていただく。
- ・企業組織の変化については、行政記録情報だけでなく、経済センサスー基礎調査及び同活動調査の名簿整理、郵送照会等の方法による確認作業も必要である。

③ その他の課題（環境統計、観光統計等）

<環境統計>

○各府省からのヒアリング

環境省から資料3-2に基づき環境統計の体系とその整備状況について、資源エネルギー庁から資料3-3に基づきエネルギー消費統計調査等について説明が行われた。主なやりとりは次のとおり。

- ・エネルギー消費統計調査は開始から数年の経験を踏まえて、供給側のデータとの整合性などの評価を行っているのか。
- 現在、精査中。例えば、転換部門に関して、熱の発生量を総量だけでなく、より細かい内訳で捉えることで整合性がとれるか検討しようとしている。
- ・資料3-1の気象庁と協力した科学的分析・普及啓発の進捗状況の欄に「今後も引き続き所要の対応方策の余地について検討予定」とあるが、特に残されている課題があれば教えて欲しい。
- 担当部局が同席していないため、持ち帰って検討させていただきたい。

<観光統計>

○各府省からのヒアリング

観光庁から資料4-2に基づき観光に関する統計の整備等について説明が行われた。主なやりとりは次のとおり。

- ・都道府県が行う調査に関しては、従来から調査項目の定義や概念がバラバラであると批判があったが、共通基準調査要領を周知して以降は統一されたのか。
- 基本的には統一されている。現在 45 都道府県が共通基準を採用しており、残り 2 府県も導入計画はあって、財政事情の問題で保留となっている状態。

<経済統計の再編・整理についての補足的審議（サービス統計関係）>

○各府省からのヒアリング

総務省統計局、経済産業省から企業の知的財産活動に関する統計整備等について、総務省政策統括官室から資料5に基づきサービス活動を適切に捉えるための検討について説明が行われた。主なやりとりは次のとおり。

- ・サービスの質の計測は非常に難しい問題。ヨーロッパ等では、それをアウトカム（成果）、例えば教育で言えば学力の高まり、医療で言えば病気が治癒した患者数等で評価する研究が行われているが、検討の中でそうした議論はあったか。
- 今回の委託調査の中では、教育について授業時間や落第者数などを使って総合的に評価する例が掲載されている。
- ・サービスの質の計測は、研究者の間では国際的にホットで研究も進んでおり、一次統計が対応することで初めて分析も可能になる分野。確かに、総務省だけでなく、政策担当府省、国民経済計算担当部局も協力すべきと思うが、全体をコーディネートするのは総務省の役割だと思う。統計家と研究者が合同で取り組む必要がある。
 - ・サービスの質の調整が非常に難しいからと言って検討を止めるという話にはならない。「将来サービスの質の指標が確立した時点」は到来しないかもしれず、やはり統計家と研究者とが一緒になって検討を進めていくとすべき。
- サービスの質の研究を止めるべきと結論付けた訳ではない。重要な内容であることは認識している。ただ、現状、統計部門では問題意識もほとんどなく研究が進んでいない一方、政策評価の視点から政策担当部局で検討が進められているのでそれを利用した方が効率的である。統計担当者だけの会議には限界がある。どうすれば効率的、効果的に進めることができるかをよく考える必要がある。
- ・科研費で教育、医療、金融の3分野のサービスの質、生産性の計測の共同研究をしているが、かなり苦しんでいる。統計が積極的にこの分野に関与するのは確かに難しく、各分野の一次統計を整備した上で、研究者側から情報不足の提言が出れば、そこに対し統計充実を図る観点から考える方向ではないか。

【深尾座長によるまとめ】

- ・サービスの質の計測は難しいものの非常に重要であり各国で研究が進んでいると

ころだが、定型化した合意があるわけではない。ただ研究・分析を進める上でも、総務省だけではなく内閣府や政策担当部局も一体となって取り組む必要がある。

(2) 第1ワーキンググループの審議結果のとりまとめについて

○実施済事項の確認

事務局から席上配布資料「平成23年度統計法施行状況報告の事項別推進状況 各府省の自己評価において「実施済」とされた課題及びその評価」(案)」の説明が行われた後、評価の理由の記載内容等について質疑が行われ、妥当性の判断(○、△、×)についての変更はなかったが、次回最終決定することとなった。

【深尾座長によるまとめ】

- ・ p4の18番(SNAに関する一次統計の課題)については、内閣府から課題を提示したことは非常に高く評価できるが、今後とも関係府省の協力を得て、引き続き課題の解決に向けた検討を内閣府にも行ってもらう必要がある。そのため取組状況を今後も報告していただくという点で「△」と評価。
- ・ p9の35番(商業法人登記の照会)については、取組自体は評価できるが、業務の改善状況を引き続き報告してもらう必要があるという意味で「△」と評価。評価の理由の具体的な表記は委員とも相談して考えたい。
- ・ p9の60番(産業財産権の企業出願人情報の照会)については、データの具体的な活用方法までは基本計画では求められていないとの指摘もあり、表現ぶりについて検討させていただく。
- ・ p11の62番(サービスの質の計測)については、何らかの形で総務省にモニターしてもらう形で表現を考えたい。

○報告書に盛り込む要素のとりまとめ

事務局から資料6に基づき、第1ワーキンググループ審議結果報告に盛り込む要素(素案)について説明が行われ、本日の議論も踏まえて次回第4回会合で審議結果報告の内容を最終的に決定することとなった。

(3) その他

次回の会合は8月27日(月)15時から開催される予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>